

# 南房総市高齢者福祉事業（高齢者の生活支援サービス）

南房総市に居住されている、高齢者（65歳以上の方）が自立した生活を送ることができるように、次のようなサービスを提供します。 令和6年7月1日現在

事業名	対象となる方	内容	自己負担額
1 「食」の自立支援事業 （配食サービス）	① ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 ② 1・2級の身体障害者手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 ①または②で、日常の食生活において支援が必要な方	委託業者が安否確認もあわせて食事を自宅まで配達します。 原則週5食まで（介護保険認定者等は2食まで）。 ※地区により配達曜日等が異なります。 【お問合せ先】高齢者支援課 電話：36-1152	1食当たり 前年度市町村民税非課税世帯 300円 " 課税世帯 500円
2 緊急通報システム事業	① ひとり暮らしの高齢者 ② 要介護4・5と認定された方 ③ ひとり暮らしの1・2級の身体障害者手帳所持者 （①～③のいずれかに該当する方）	固定型（家庭用端末機・ペンダント型無線発信機）若しくは携帯型を貸与し、緊急時の対応を図ります。	1箇月当たり 被保護世帯 0円 前年度市町村民税非課税世帯 300円 " 課税世帯 1,500円 ※固定型設置料は 前年度市町村民税課税世帯のみ6,300円
3 救急医療情報カプセル 配布事業	① ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 ② 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 ③ 日中、高齢者のみの世帯	救急時に必要な情報を適切な医療活動時に提供します。	カプセル配布は無料
4 高齢者介護用品支給事業	・要介護4・5と認定され、前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者又は介護者	紙おむつ・尿とりパット・紙パンツを年間（年度）10万円の範囲内で現物給付します。 ※給付回数は年4回です。申請受付期間等の詳細については、広報みなみぼうそうに掲載します。 【申請窓口・お問合せ先】南房総市社会福祉協議会 所在地：南房総市谷向109-1 電話：29-3729	
5 高齢者家族介護慰労事業	・前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の要介護高齢者【過去1年以上継続して要介護4・5の方】で介護サービスを過去1年以上利用しなかった方を介護している同一世帯の方	在宅で介護している同一世帯の方に、慰労金として年額10万円を支給します。 ※申請後は、年に1回の現況届が必要です。	
6 生活管理指導短期宿泊 事業（ショートステイ）	・介護保険の対象にならない在宅の高齢者で、社会適応が困難なため生活支援等の必要がある方	養護老人ホーム等への一時的な宿泊により、生活習慣の指導等を行います。1年間 原則14日間まで。 ※利用にあたっては、診断書等が必要です。	1日当たり 被保護世帯 0円 被保護世帯以外 2,220円
7 福祉タクシー 利用助成事業（高齢）	65歳以上で、施設等に入院・入所しておらず、次のいずれかに該当する方 ① 前年度の市町村民税が非課税で、自家用車（原付を除く）を所有又は使用していない ② 運転免許を保有したことがない、失効又は返納した ③ 生活保護を受給している ※ 高齢者外出支援バス利用助成券の受給者は除きます。	1枚あたり700円を助成する福祉タクシー利用助成券（高齢）を、30枚を限度に交付します。 1回の乗車につき4枚まで使用できます。 降車の際に助成券を運転手に渡し、利用料金から助成額を差し引いた額を本人が支払います。	
8 外出支援バス 利用助成事業	65歳以上で、以下の全てに該当する方又は生活保護受給者 ① 前年度の市町村民税が非課税の方又は、運転免許返納者である（公安委員会が発行する運転経歴証明書などを持っている方、運転免許非保有者など） ② 要介護1から5の認定を受けていない ③ 自力でバスの乗り降り可能で、乗車中の身の安全を介添え無しに行える ④ 施設等に入院・入所していない ※ 福祉タクシー利用助成券の受給者は除きます。	1枚あたり100円を助成する高齢者外出支援バス利用助成券を、100枚を限度に交付します。 1回の乗車につき4枚まで使用できます。 降車の際に助成券を運転手に渡し、利用額から助成額を差し引いた額を本人が支払います。	

【問い合わせ・申請先】 \* おおむねの事業について、高齢者支援課に申請書が届き次第、連絡又は事前の調査を行います。

南房総市高齢者支援課 ☎36-1152 住所 〒294-8701 南房総市谷向100番地	市民課（富浦本庁） ☎33-1051	富山地域センター ☎57-2511	白浜地域センター ☎38-3111
	朝夷行政センター ☎44-1111	丸山地域センター ☎46-3111	和田地域センター ☎47-3111

裏面  
あります

事業名	対象となる方	内 容	自己負担額
9 介護予防通所事業 (お達者サロン)	① 65歳以上の方 ② 家に閉じこもりがち等の理由から介護予防の必要がある方	地域の公民館等で、レクリエーション・介護予防体操や趣味活動等を週1回程度行います。 ※利用料金・送迎等につきましては、開催場所により異なります。 【申請窓口・お問合せ先】南房総市社会福祉協議会 所在地：南房総市谷向109-1 電話：29-3729	
10 見守りシール配布事業 (どこシル伝言板)	① 行方不明放送を利用したことがある方 ② 警察に連絡又は保護されるおそれがある方	QRコード入りの見守りシールを、衣服やカバンなどに貼って使用し行方不明を早期に発見保護します。	シール配布は無料
11 わんわんパトロール隊	南房総市に住所のある人で、狂犬病予防注射をした愛犬とマナーを守って散歩している方	日頃の愛犬との散歩の際に防犯パトロールグッズ(わんパト標)を装着しながら、気軽に子ども達や気になる高齢者等の地域の見守り活動をするボランティアとして、犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりを推進します。	防犯パトロールグッズ(わんパト標)は無料
12 高齢者補聴器購入費 助成事業	65歳以上で、以下の全てに該当する方 ① 耳鼻咽喉科の医師により補聴器が必要と証明されている ② 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない ③ 住民税非課税世帯に属している	医療機器認証された補聴器の購入費用の2分の1(上限2万円)を助成します。 ※1人1台限りの助成です。 ※補聴器本体以外の費用(受診費用、文書料、修理・メンテナンス費用、付属品、消耗品の購入費等)は対象外です。 ※助成を希望される方は、必ず購入前にご相談ください。	

## 【あんしんセンター】

専門のスタッフ(主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等)が連携して高齢者に関する介護や福祉、医療・健康・認知症・権利擁護などさまざまな悩みについて、相談支援を行っています。

地区	呼 称	連絡先
富浦 富山	あんしんセンター富浦・富山	〒299-2415 南房総市富浦町深名1170番地1 電 話：0470-20-4500
三芳	あんしんセンター三芳	〒294-8701 南房総市谷向100番地 三芳分庁舎 電 話：0470-29-3355
白浜 千倉	あんしんセンター白浜・千倉	〒295-0021 南房総市千倉町平館759番地1 電 話：0470-29-3711
丸山 和田	あんしんセンター丸山・和田	〒299-2504 南房総市川谷1042番地 電 話：0470-28-4166
	南房総市基幹型地域包括支援センター (保健福祉部高齢者支援課)	〒294-8701 南房総市谷向100番地 三芳分庁舎 電 話：0470-36-1152

## 【在宅介護支援センター】

在宅介護支援センターは、高齢者とその家族の身近な相談窓口として、介護・医療・福祉・認知症などに関する相談を受け、高齢者が適切なサービスを利用できるように支援しています。

地区	名 称	電話番号
富山	在宅介護支援センター 伏姫の郷	〒299-2206 南房総市平久里下字宮崎1129番地2 電話：0470-58-2011
三芳	三芳在宅介護支援センター	〒294-0813 南房総市谷向165番地1 電話：0470-36-4520
白浜	おもいやりの郷在宅介護支援センター	〒295-0103 南房総市白浜町滝口7216番地8 電話：0470-30-5360
千倉	千倉町在宅介護支援センター 千倉苑	〒295-0004 南房総市千倉町瀬戸2712番地24 電話：0470-40-1811
	千倉町在宅介護支援センター 晴耕苑	〒295-0022 南房総市千倉町忽戸692番地1 電話：0470-40-1231
丸山	リブ丸山在宅介護支援センター	〒299-2504 南房総市川谷302番地5 電話：0470-46-4766
和田	在宅介護支援センター 花の里	〒299-2713 南房総市和田町松田808番地 電話：0470-47-5194